

特定非営利活動促進法認定等に係る標準処理期間

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）における認定等の手続に関し、行政手続法第6条に規定する標準処理期間を下記のとおり定める。

法第45条第1項（認定） 標準処理期間4ヶ月

法第58条第2項（特例認定） 標準処理期間4ヶ月

※ 法令の規定において審査基準が言い尽くされているため、審査基準は設定していない。